

育児休業支援手当金の概要

令和7年4月施行

令和7年4月1日から共働き・共育てを推進するため、子の出生直後の一定期間（対象期間）に両親ともに（配偶者が就労していない場合などは本人）14日以上育児休業を取得した場合に、現行の育児休業手当金に上乗せする新しい給付として「育児休業支援手当金」が創設されました。

《支給の対象となる主な事例》

CASE 1 組合員が子を出産した母親で産後休業に引き続いて育児休業を取得した場合

要件① 組合員である母親が産後休業に引き続き育児休業を14日以上したとき

要件② 組合員の配偶者である父親がその子の誕生日から起算して56日以内に14日以上育児休業を取得したとき

または、次のいずれかに該当するとき

ア：配偶者が自営業者、フリーランス、無職等で雇用保険法の適用事業に雇用される労働者でないとき

イ：配偶者がいない場合や、配偶者の子に該当しないとき

ウ：配偶者がその子の出生後56日以内の期間において事業主から育児休業等の申出を拒まれたとき等

CASE 2 組合員が父親で育児休業を取得した場合

組合員である父親がその子の誕生日から起算して56日以内に14日以上育児休業をしたとき

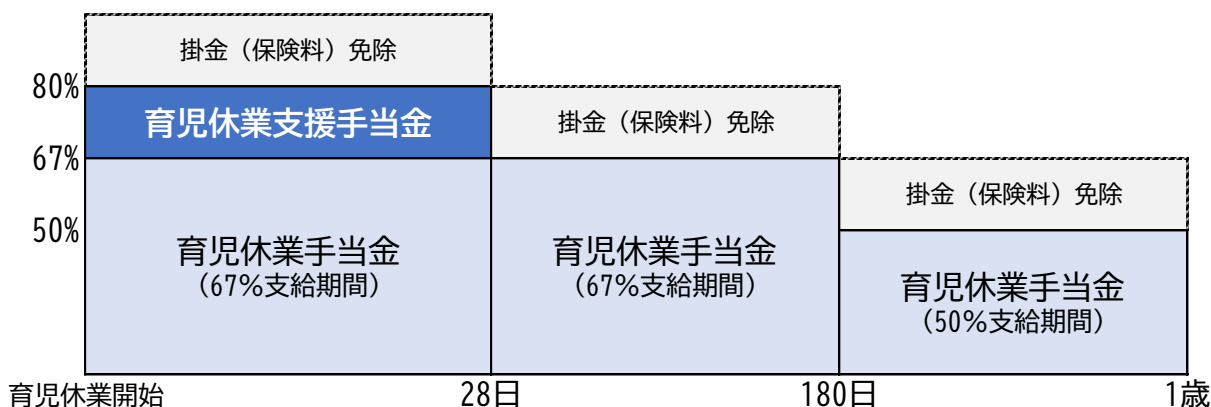
※ 配偶者である母親は産後休業や労働者でない場合など、必ず要件を満たすことから母親の状況に関わらず支給の対象になります。

支給額

最大28日間育児休業手当金の額に上乗せして標準報酬日額の13%が支給されます。

※ 標準報酬日額 = 標準報酬月額 × 1/22（10円未満四捨五入）

支給イメージ



公立学校共済組合滋賀支部